

受験指導20年超・合格者輩出数日本一!

秋保雅男の

2009  
年版

# ごうかく 社労士

〔追 録〕

本追録は、『ごうかく社労士』2009年版が刊行された後に公布・施行された主な法令等をフォローしたものです。本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である平成21年4月10日現在の法令に基づき執筆されております。

中央経済社

## 2009年版 秋保雅男のごうかく社労士 〈追録〉

本追録は、「2009年版 秋保雅男のごうかく社労士」に掲載した法令等について、その発刊後に公布・公表された改正点等のうち、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用基準日である平成21年4月10日現在において施行されている部分をお伝えするものです。

本追録中の“☐p.”は、「2009年版 秋保雅男のごうかく社労士」の対応ページを指します。

### 労働安全衛生法

#### ●産業医の要件の一部改正

産業医の要件の一部が見直された（則14条2項）。

改正前	改正後
<p>(産業医の要件)</p> <p>イ 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した者</p> <p>ロ 医学の正規の課程であって産業医の養成等を行うことを目的とするものを設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、<u>厚生労働大臣が定める実習を履修したもの</u></p> <p>ハ～ホ 略</p>	<p>(産業医の要件)</p> <p>イ 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が<u>行う</u>ものを修了した者</p> <p>ロ 産業医の養成等を行うことを目的とする<u>医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学</u>であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、<u>その大学が行う実習を履修したもの</u></p> <p>ハ～ホ 略（改正なし）</p>

〔H21.3.31 施行〕 ☐p.126

#### ●選任報告が不要とされる産業医

学校保健法が「学校保健安全法」に改められたことに伴い、「学校保健法による学校医」が「学校保健安全法による学校医」に改められた（則13条2項）。

〔H21.4.1 施行〕 ☐p.126

#### ●安全衛生推進者等の要件の一部改正

安全衛生推進者等の要件として、「都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習\*を修了した者」が追加された（則12条の3）。

\*安全管理者・衛生管理者の資格を有する者は、講習科目（安全衛生推進者に係るものに限る）のうち厚生労働大臣が定めるものの免除を受けることができる。

〔H21.3.31 施行〕 ☐p.128

#### ●結核健康診断の廃止

「結核健康診断」が廃止された（則46条；削除）。

注. 定期健康診断等の検査項目としての胸部エックス線検査・かたん検査については、改正はない。

〔H21.4.1 施行〕 ☐p.161, 162

## 雇用保険法

### ●短時間就労者・派遣労働者の雇用保険の適用基準の見直し（適用拡大）

短時間就労者・派遣労働者（登録型派遣労働者のうち常時雇用される者以外の者）の雇用保険の適用基準（被保険者となるための要件）のうち、雇用されることが見込まれる期間について、従来の「1年以上」が、「6箇月以上」に改められた（行政手引等の見直し）。

注. 1週間の所定労働時間の要件（20時間以上）については従来どおり。

[H21.4.1適用]  p.276, 277

### ●基本手当に関する改正

#### 1 特定理由離職者

「特定理由離職者」については、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6箇月以上で基本手当の受給資格を得られることとした（法13条，則19条の2）。

#### <改正後の基本手当の受給資格>

原則	特定理由離職者及び特定受給資格者の要件に該当する者(原則により受給資格を有することとなるものを除く)
被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間（最大4年間まで延長）に、被保険者期間が通算して12か月以上あること	被保険者が失業した場合において、離職の日以前 <u>1年間</u> （最大4年間まで延長）に、被保険者期間が通算して <u>6箇月以上</u> あること


#### <特定理由離職者とは>

特定理由離職者とは、離職した者のうち、特定受給資格者となる者以外の者であって、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る）その他のやむを得ない理由により離職したもとして厚生労働省令で定める者\*をいう（法13条3項）。

\*厚生労働省令で定める者は、次のいずれかの者とする（則19条の2）。

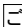
- ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る）により離職した者
- ② 法33条1項の正当な理由により離職した者（いわゆる離職理由による給付制限の対象とならない“正当な理由のある自己都合により離職した者”）

注. “正当な理由のある自己都合により離職した者”は、この改正前は、条件付きで特定受給資格者とされていたが、改正後は、特定理由離職者とされる。

[H21.3.31施行]  p.290, 291

#### 2 特定理由離職者と賃金日額の算定の特例

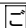
特定理由離職者についても、特定受給資格者と同様、「育児・介護のための休業又は勤務時間短縮措置に係る賃金日額の算定の特例」、「生産量の減少等に伴う労働時間の短縮に係る賃金日額の算定の特例」の対象に加えた（平21.3.31厚労告230号）。

[H21.3.31施行]  p.299

### 3 特定受給資格者の要件の一部改正

特定受給資格者の要件のうち、次の要件の一部を改正した（則 35 条 7 号の 2）。

改正前	改正後
期間の定めのある労働契約（当該期間が 1 年未満のものに限る）の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったこと（1 年以上引き続き同一の事業主の適用事業に雇用されるに至った場合を除く）	期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったこと

[H21. 3. 31 施行]  p. 305

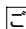
#### ●基本手当の支給に関する暫定措置

基本手当の受給資格を得た特定理由離職者\*については、当該受給資格に係る離職の日が平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間であるもの限り、基本手当の支給に関する規定（所定給付日数・受給期間）の適用について、特定受給資格者とみなす（法附則 4 条）。

\*この暫定措置の対象となる特定理由離職者は、次のいずれかの者とする（則附則 18 条）。

イ 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る）により離職した者

ロ 正当な理由のある自己都合により離職した者（離職日以前の 2 年間〔最大 4 年間〕に被保険者期間が通算して 12 箇月以上ないが、離職日以前の 1 年間〔最大 4 年間〕に被保険者期間が通算して 6 箇月以上あることにより、受給資格を有することとなる者に限る）。

 p. 302 ほか

#### ●給付日数の延長（個別延長給付）に関する暫定措置

特定理由離職者\*及び特定受給資格者であって、受給資格に係る離職の日が平成 24 年 3 月 31 日以前であり、次の①②のいずれかに該当するものについては、所定給付日数を延長する（法附則 5 条）。

\*この暫定措置（個別延長給付）の対象となる特定理由離職者は、次の者とする（則附則 19 条）。

○ 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る）により離職した者

注。正当な理由のある自己都合により離職した者は対象外。

① 受給資格に係る離職の日において 45 歳未満である者又は厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者であって、公共職業安定所長が一定の基準に照らして就職が困難な者であると認められた者であること

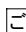
② 上記①に掲げる者のほか、公共職業安定所長が一定の基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認められた者であること

☆この暫定措置（個別延長給付）の規定は、受給資格に係る離職の日又は所定給付日数に相当する日数分の基本手当を受け終わる日が、平成 21 年 3 月 31 日以後である者について適用する。  
☆個別延長給付により延長される日数は最大 60 日（ただし、所定給付日数が 270 日又は 330 日とされる者にあつては、最大 30 日）とする。

☆個別延長給付が行われる場合、その延長の日数分、受給期間も延長される。

☆個別延長給付は、広域延長給付・全国延長給付・訓練延長給付に優先して行われる。

☆個別延長給付に係る給付制限は、広域延長給付等に係る給付制限と同じ内容とされる。

 p. 314 ほか

### ●受講手当の額に関する暫定措置

平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に公共職業訓練等を受講する場合には、本来 500 円である受講手当の額（日額）を、「700 円」とする（則附則 2 条）。

☐ p. 318

### ●再就職手当の支給に関する暫定措置

平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に職業に就いた場合の再就職手当の支給について、次のような暫定措置を講ずる（法附則 9 条）。

#### ① 支給要件

就職に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が「所定給付日数の 3 分の 1 以上」であれば、支給対象とする（“かつ 45 日以上”の要件不要）。

注. この暫定措置により再就職手当の支給対象となる受給資格者は、常用就職支度手当の支給対象とならない。

#### ② 支給額

再就職手当の額について、本来「10 分の 3」である給付率を、「10 分の 4（支給残日数が所定給付日数の 3 分の 2 以上であるものにあつては、10 分の 5）」とする。

☐ p. 336, 337

### ●常用就職支度手当の支給に関する暫定措置

平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に職業に就いた場合の常用就職支度手当の支給について、次のような暫定措置を講ずる（法附則 9 条，則附則 3 条）。

#### ① 支給要件

「安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であつて、再就職した日において 40 歳未満である者」を、対象者に追加する。

#### ② 支給額

常用就職支度手当の額を、基本手当日額に「40」を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額とした上で、本来「10 分の 3」である給付率を「10 分の 4」とする。

☐ p. 338, 339

### ●移転費・広域求職活動費に関する改正

移転費の種類に、「航空賃」が追加された（則 87 条，88 条）。

また、広域求職活動費の種類に、「航空賃」が追加された（則 98 条；改正）。

改正後 移転費の種類…鉄道賃，船賃，航空賃，車賃，移転料，着後手当

改正後 広域求職活動費の種類…鉄道賃，船賃，航空賃，車賃，宿泊料

[H21. 3. 31 施行] ☐ p. 340

### ●雇用保険二事業に関する改正

#### 1 雇用調整助成金に関する暫定措置

イ 雇用調整助成金として、当分の間、「**中小企業緊急雇用安定助成金**」を支給する（附則 15 条）。

注. 中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けた場合は、その支給事由について、本来の雇用調整助成金は支給されない。

〈補足〉「中小企業緊急雇用安定助成金」は、中小企業事業主向けに、雇用調整助成金の内容の充実を図ったものである。

ロ 雇用調整助成金として、当分の間、「**残業削減雇用維持奨励金**」を支給する（則附則 15 条の 4）。

〈補足〉「残業削減雇用維持奨励金」は、いわゆる「日本型ワークシェアリング」に取り組む事業主を援助するため、暫定措置として創設されたものである。

## 2 定年引上げ等奨励金に関する改正

次のように改正した（則 104 条）。

改正前	改正後
定年引上げ等奨励金 中小企業定年引上げ等奨励金， <u>70 歳</u> 定年引上げ等モデル企業助成金，中小企業高齢者雇用確保実現奨励金から成る	定年引上げ等奨励金 中小企業定年引上げ等奨励金， <u>高年齢者雇用モデル企業助成金</u> ，中小企業高齢者雇用確保実現奨励金から成る

## 3 特定求職者雇用開発助成金に関する改正

次のように改正した（則 110 条）。

改正前	改正後
特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者雇用開発助成金，緊急就職支援者雇用開発助成金から成る	特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者雇用開発助成金，緊急就職支援者雇用開発助成金， <u>高年齢者雇用開発特別奨励金</u> から成る

## 4 試行雇用奨励金に関する改正

試行雇用奨励金は、対象労働者をトライアル雇用した事業主に対して支給するが、その対象労働者について、次のような改正を行った（第 110 条の 3）。

- ・対象労働者のうち、45 歳以上 65 歳未満の者を「45 歳以上の者」に改正
- ・対象労働者のうち、35 歳未満の者を「40 歳未満の者」に改正

☐ p. 368, 387

## 徴収法

### ●労働保険の保険料率の改定

徴収則が改正され、労災保険率等が改定された（別表第 1 ほか）。

#### 1 労災保険率の改定

##### <労災保険率の範囲>

**改正前** 最低=1,000 分の 4.5（その他の各種事業など）

最高=1,000 分の 118（水力発電施設、ずい道等新設事業）

**改正後** 最低=1,000 分の 3（その他の各種事業など）

最高=1,000 分の 103（水力発電施設、ずい道等新設事業）

##### <労災保険率表>

事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険率	
		改正前	改正後
林業	林業	1,000 分の 60	1,000 分の 60
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	1,000 分の 41	1,000 分の 32
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1,000 分の 40	1,000 分の 41

鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石炭石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業	1,000分の87	1,000分の87
	石炭石鉱業又はドロマイト鉱業	1,000分の46	1,000分の30
	原油又は天然ガス鉱業	1,000分の6.5	1,000分の6.5
	採石業	1,000分の70	1,000分の70
	その他の鉱業	1,000分の28	1,000分の24
建設事業	<b>水力発電施設、ずい道等新設事業</b>	1,000分の118	1,000分の103
	道路新設事業	1,000分の21	1,000分の15
	舗装工事業	1,000分の14	1,000分の11
	鉄道又は軌道新設事業	1,000分の23	1,000分の18
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	1,000分の15	1,000分の13
	既設建築物設備工事業	1,000分の14	1,000分の14
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1,000分の14	1,000分の9
	その他の建設事業	1,000分の21	1,000分の19
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く）	1,000分の7.5	1,000分の6.5
	たばこ等製造業	1,000分の6.5	1,000分の5.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	1,000分の5.5	1,000分の4.5
	木材又は木製品製造業	1,000分の18	1,000分の15
	パルプ又は紙製造業	1,000分の7.5	1,000分の7
	印刷又は製本業	1,000分の5	1,000分の4.5
	化学工業	1,000分の6.5	1,000分の5
	ガラス又はセメント製造業	1,000分の7.5	1,000分の7.5
	コンクリート製造業	1,000分の14	1,000分の14
	陶磁器製品製造業	1,000分の17	1,000分の18
	その他の窯業又は土石製品製造業	1,000分の26	1,000分の26
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	1,000分の7.5	1,000分の7
	非鉄金属精錬業	1,000分の7.5	1,000分の8.5
	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	1,000分の8.5	1,000分の7.5
	鋳物業	1,000分の18	1,000分の19
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く）	1,000分の14	1,000分の11
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く）	1,000分の9	1,000分の7.5
	めつき業	1,000分の8.5	1,000分の6
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	1,000分の7	1,000分の6.5
	電気機械器具製造業	1,000分の4.5	1,000分の3.5
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	1,000分の6	1,000分の5
	船舶製造又は修理業	1,000分の22	1,000分の23
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	1,000分の4.5	1,000分の3
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1,000分の5.5	1,000分の4

	その他の製造業	1,000分の8	1,000分の7.5
運輸業	交通運輸事業	1,000分の5.5	1,000分の5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	1,000分の13	1,000分の11
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	1,000分の13	1,000分の12
	港湾荷役業	1,000分の23	1,000分の17
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,000分の4.5	1,000分の3.5
その他の事業	農業又海面漁業以外の漁業	1,000分の12	1,000分の12
	清掃、火葬又はと畜の事業	1,000分の13	1,000分の13
	ビルメンテナンス業	1,000分の6.5	1,000分の6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1,000分の7	1,000分の7
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1,000分の4.5	1,000分の3
	卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	1,000分の5	1,000分の4
	金融業、保険業又は不動産業	1,000分の4.5	1,000分の3
	その他の各種事業	1,000分の4.5	1,000分の3

[H21.4.1 施行] ㊦ p. 398, 399 ほか

## 2 非業務災害率の改定

改正前 1,000分の0.8 / 改正後 1,000分の0.6

[H21.4.1 施行] ㊦ p. 399 ほか

## 3 雇用保険率の改定

告示（平21.3.31 厚労告228号）により、平成21年4月1日から1年間、実際に適用される雇用保険率が定められた。

### <実際に適用される雇用保険率>

事業の種類	平成20年4月1日から1年間	平成21年4月1日から1年間
一般の事業	1,000分の15	<u>1,000分の11</u>
農林水産業* 清酒製造業	1,000分の17	<u>1,000分の13</u>
建設の事業	1,000分の18	<u>1,000分の14</u>

\* 園芸サービスの事業、牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業には、一般の事業の雇用保険率が適用される。

### <平成21年度の雇用保険率の内訳>

	雇用保険率	失業等給付に係る率		二事業率
		被保険者負担	事業主負担	
一般の事業	1,000分の11	1,000分の4	1,000分の4	1,000分の3
			計 1,000分の7	
農林水産業* 清酒製造業	1,000分の13	1,000分の5	1,000分の5	1,000分の3
			計 1,000分の8	
建設の事業	1,000分の14	1,000分の5	1,000分の5	1,000分の4
			計 1,000分の9	

[H21.4.1 適用] ㊦ p. 400, 401

#### 4 第2種特別加入保険料率の改定

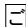
##### <第2種特別加入保険料率の範囲>

**改正前** 1,000分の4～1,000分の51 / **改正後** 1,000分の4～1,000分の52

[H21.4.1 施行]  p.402

#### 5 第3種特別加入保険料率の改定

**改正前** 一律1,000分の5 / **改正後** 一律1,000分の4

[H21.4.1 施行]  p.402

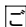
### **健康保険法**

#### ●権限の委任に関する改正

厚生労働大臣から地方社会保険事務局長に委任されていた権限から、報酬等の「現物給与の価額に関する権限」を除くこととした（令63条；改正）。

〈趣旨〉労働保険及び社会保険に係る現物給与の価額を厚生労働大臣が統一して定めることとするための改正である。

なお、厚生労働大臣は、労働保険及び社会保険に共通する現物給与の価額を定め、平成21年3月31日の官報に告示した（ただし、日雇特例被保険者に関するものは別途規定）。

[H21.4.1 施行]  p.451

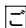
#### ●各種の届出等に関する改正

全国健康保険協会の設立に伴い、健康保険法施行規則中の各種の届出・申請等の窓口に関する規定等を整備することとした。

##### 1 協会管掌健康保険の被保険者の住所変更の届出の新設

協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主は、被保険者から住所変更の申出\*を受けたときは、遅滞なく、所定の事項を記載した届書を社会保険事務所長等に提出しなければならないこととした（則28条の2）。

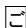
\*協会が管掌する健康保険の被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならない（この規定も新設）。

[H20.10.1 施行]  p.471

##### 2 任意継続被保険者に関する届出について

従来、任意継続被保険者に関する届出の窓口（届出書の提出先）は、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」であったが、これを「保険者」に改める等の改正を行った。

注。協会管掌健康保険の任意継続被保険者に業務は、協会が行う（社会保険庁長官は行わない）ため、上記のような改正が行われた。

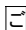
[H20.10.1 施行]  p.471

##### 3 被保険者証等について

従来、被保険者証の交付・訂正・再交付・検認又は更新等を行うのは、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」であったが、これを「保険者」に改める等の改正を行った。


注。被保険者証に関する業務は、協会が行う（社会保険庁長官は行わない）ため、上記のような改正が行われた。

注。高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証についても同様の改正が行われた。

[H20.10.1 施行]  p.474, 475

#### 4 被保険者資格証明書

社会保険事務所長等は、協会が管掌する健康保険の被保険者に対し、被保険者証の交付、返付・再交付が行われるまでの間に、事業主又は被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めたとときに限り、被保険者資格証明書を有効期間を定めて交付するものとする（則 50 条の 2）。

[H20.10.1 施行]  p. 474

##### ●一部負担金等の割合（特例措置の延長）

70 歳以上の健康保険の被保険者・被扶養者（いわゆる一定以上所得者を除く）の一部負担金の割合・自己負担の割合は、平成 20 年 4 月 1 日施行の法改正によって、「1 割」から「2 割」に引き上げられたが、「70 歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置」により、平成 21 年 3 月 31 日までの間については、その対象となる患者の負担を「1 割」に据え置くこととした（残り 1 割は、国が保険医療機関等に支払う）。

この特例措置が、平成 22 年 3 月 31 日まで延長されることになった。

[H21.4.1 施行]  p. 492, 511 ほか


##### ●現役並み所得者の（一定以上所得者）判断基準に関する改正

一部負担金等の割合について、70 歳以上であるにも関わらず、その割合が 3 割とされる現役並み所得者（一定以上所得者）について、その判定基準が見直された（令 34 条 2 項）。

具体的には、次の 2 ②の規定が追加された。

改正後	
1	70 歳以上であっても、療養の給付を受ける月の標準報酬月額が 28 万円以上である者は、一部負担金の割合は 3 割とする。
2	上記 1 の規定は、次のいずれかに該当する者については、適用しない。 ① 被保険者及びその被扶養者（70 歳以上の者に限る）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が 520 万円（当該被扶養者がいない者にあつては、383 万円）に満たない者 ② 70 歳以上の被扶養者がいない被保険者であつて、その被扶養者であつた者（後期高齢者医療の被保険者等に該当するに至つたため被扶養者でなくなった者であつて、その該当するに至つた日の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して後期高齢者医療の被保険者等に該当するものをいう。以下同じ）がいるもの及びその被扶養者であつた者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が 520 万円に満たない者

この改正は、いわゆる複数世帯として取り扱われるケース（収入の合計が 520 万円未満であれば一般の所得者とされるケース）の範囲を拡大するものである。

[H21.1.1 施行]  p. 492

##### ●出産育児一時金の金額等の改正

出産育児一時金の額について改正を行った（令 36 条）。

なお、改正後の金額は、家族出産育児一時金の額にも準用して適用される。また、日雇特例被保険者の（家族）出産育児一時金の額や他の医療保険制度の（家族）出産育児一時金の額についても、同様の金額となる。

改正後
<p>出産育児一時金の額は、35万円とする。</p> <p>ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、一定の要件*に該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、35万円に、一定の保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額とする。</p>


\*一定の要件…いわゆる産科医療補償制度に加入している場合は、この要件を満たす。

注：要件に該当する出産の場合、1児につき38万円（双児の場合なら38万円×2）となる。

〈趣旨〉産科医療補償制度に基づく保険契約に係る掛金（現在、1児につき3万円）に相当する額を、出産育児一時金・家族出産育児一時金の額に上乘せすることにより、出産する者の実質的な負担が増加しないようにするための改正である。

〔参考〕産科医療補償制度

通常の妊娠・出産にもかかわらず、出産に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃんが速やかに補償を受けられるようにするとともに、重度脳性麻痺の発症原因を分析し、再発防止に役立てることによって産科医療の質の向上を図るもの。

〔H21.1.1 施行〕  p. 508 ほか

### ●高額療養費（75歳到達時特例の創設）

75歳に達する日の属する月に療養を受けた場合には、個人単位の高額療養費算定基準額を、通常の高額療養費算定基準額の2分の1に相当する額とする特例が新設された（令41条、42条）。

〈趣旨〉高額療養費は、医療保険制度ごとに月単位で計算することから、75歳の誕生日を迎えて月の途中（月の初日を除く）に後期高齢者医療の被保険者になると、その月は、それまで加入していた医療保険（健康保険、国民健康保険等）と後期高齢者医療制度のそれぞれで高額療養費算定基準額までの負担が必要となり、被保険者によっては負担が倍に増えることがあった。

そこで、75歳到達月の高額療養費算定基準額について、医療保険と後期高齢者医療制度のそれぞれにおいて、外来（個人単位）の額を2分の1に相当する額とし、かつ、新たに入院＋外来（個人単位）を設け、それら的高額療養費算定基準額を用いて高額療養費の額（個人単位の部分）を計算する特例が適用されることになった（なお、世帯単位の部分は、通常の日と同様に計算する）。

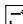
〔参考〕75歳到達時特例の適用に係る個人単位の高額療養費算定基準額

注：世帯単位は通常月どおり

区 分	高額療養費算定基準額	
	外来（個人単位）	入院＋外来（個人単位）
一定以上所得者	22,200円	40,050円＋（医療費－133,500円）×1％ 【多数回該当22,200円】
一 般	6,000円*	22,200円*
低所得者Ⅱ	4,000円	12,300円
対所得者Ⅰ	4,000円	7,500円

\*軽減特例措置（一部負担金等の割合1割）に対応した経過措置による金額で表示。

〈補足〉いわゆる長期特定疾病患者にも、75歳到達時特例が適用される（10,000円又は20,000円が2分の1の額とされる）。

〔H21.1.1 施行〕  p. 518

## ●協会健保の一般保険料率の内訳・介護保険料率等

### 1 協会管掌健康保険の介護保険料率

平成 21 年 3 月 1 日以降（同年 4 月納付分以降）、「1,000 分の 11.9」と公告された〔改正前は 1,000 分の 11.3〕。

### 2 協会管掌健康保険の一般保険料率の内訳

平成 21 年 3 月 1 日以降（同年 4 月納付分以降）の一般保険料率の内訳が、協会から、次のように公告された。

一般保険料率(8.2%)=特定保険料率(3.2%) + 基本保険料率(5.0%)
--

注. 都道府県単位保険料率に移行するまでの間の内訳である。

☞ p. 546 関連

## 国民年金法・厚生年金保険法（共通）

### ●改定率・再評価率の改定等

平成 21 年度の年金額については、法律本来の額は改定されることになった。しかし、実際に支給される額は、物価スライド特例措置により平成 20 年度と同額（改定なし）となった。

なお、ここでいう「年金額」とは、改定率・再評価率による改定（実際には、物価スライド特例措置）の対象となるもののこと（国年法の子の加算額、厚年法の加給年金額も含む）である。

#### 1 法律本来の年金額について

##### ① 国民年金の改定率の改定

平成 21 年度の改定率は、新規裁定者（68 歳到達年度前の受給権者）・既裁定者（68 歳到達年度以後の受給権者）ともに、「1.006」とされた。1.006 とされた経緯は、次のとおり。

前年の物価変動率は 1.4% (1.014)、名目手取り賃金変動率（平成 17 年度から平成 19 年度の実質賃金変動率等を基に算出）は 0.9% (1.009) となった。
---

物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が 1 以上となる場合における改定率の改定については、本来は物価変動率を基準として改定が行われる既裁定者についても、名目手取り賃金変動率を基準として改定することが法律で定められている（国年法 27 条の 3 第 2 項他）。
--

そのため、平成 21 年度の改定率は、新規裁定者・既裁定者とも、「1.006（≒前年度の改定率 0.997 × 名目手取り賃金変動率 1.009）」とされた。
---

注. 平成 21 年度においては、物価スライド特例措置が適用されるため（後述 3 参照）、改定率の改定にあたり、調整率は乗じない。
---

このように、改定率が「1.006」とされた結果、法律本来の年金額は、次のとおりとなる（主要なもののみ紹介）

- ・基礎年金の満額→780,900 円×改定率 1.006≒785,600 円
- ・子の加算額①→224,700 円×改定率 1.006≒226,000 円
- ・子の加算額②→74,900 円×改定率 1.006≒75,300 円

☞ p. 610～613, 649ほか

##### ② 厚生年金保険の再評価率の改定

再評価率の改定は、基本的には改定率の改定と同じ仕組みとなるため、平成 21 年度の再評価率の改定は、新規裁定者・既裁定者ともに、原則として、名目手取り賃金変動率を基準として行われた。

☞ p. 738～741ほか

## 2 従前額改定率

平成21年度の従前額改定率\*は、「1.007」とされた。

\*従前額改定率とは、厚生年金保険の報酬比例部分（平成12年改正前の給付水準を保障する“従前額の保障”：物価スライド特例措置は考慮しない）の計算式で用いる率である。

☞ p. 742

## 3 物価スライド特例措置により実際に支給される年金額

物価スライド特例措置に係る率は、平成18年度以降「0.985」とされているが、平成21年度においては、物価変動率が低下しなかったため、この率について改定はない。

それに基づき物価スライド特例措置を適用した結果、実際に支給される平成21年度の年金額は、平成20年度と同額となる。

例）老齢基礎年金の満額について、 法律本来の額（平成16年改正後の規定による額） 780,900円×1.006≒785,600円…A 特例による額（平成16年改正前の規定による額×0.985） 804,200円×0.985≒792,100円…B ☆ 「Aの額<Bの額」なので、実際には、「Bの額」を支給
--

☞ p. 612～613, 649ほか

## 国民年金法

### ●脱退一時金の額の改定

保険料額の引き上げに応じた自動改定の規定により、平成21年度における国民年金の脱退一時金の額は、政令により、次の金額とされた。

対象月数	平成17年度の額〔法定の額〕	平成21年度
6月以上12月未満	40,740円	43,980円
12月以上18月未満	81,480円	87,960円
18月以上24月未満	122,220円	131,940円
24月以上30月未満	162,960円	175,920円
30月以上36月未満	203,700円	219,900円
36月以上	244,440円	263,880円

☞ p. 660

### ●保険料改定率の改定

平成21年度における保険料改定率は、「0.997」とされた。

したがって、平成21年度における国民年金の保険料額は、実際には、14,700円×保険料改定率（0.997）=14,655.9円→端数処理\*→「14,660円」となる。

\*端数処理は、5円未満は切り捨て、5円以上10円未満は10円に切り上げ。

☞ p. 666

## 労働一般常識

### ●障害者雇用促進法

#### 1 関係子会社に雇用される労働者に関する特例の新設

事業主であって、当該事業主及びすべての関係子会社が申請を行い、所定の基準に適合するものとして厚生労働大臣の認定を受けたもの(これを「関係親事業主」という)に係る障害者雇用率の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所とみなすこととした(法45条の2)。

#### 2 事業協同組合等における特定事業主に雇用される労働者に関する特例の新設

事業協同組合等であって、当該事業協同組合等及びその組合員たる事業主(その雇用する労働者の数が常時厚生労働省令で定める数以上である事業主に限る。これを「特定事業主」という)が申請を行い、所定の基準に適合するものとして厚生労働大臣の認定を受けたもの(これを「特定組合等」という)に係る障害者雇用率の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなすこととした(法45条の3)。

[H21.4.1 施行]  p. 867~868


## 社会保険一般常識

### ●国民健康保険法

#### 1 中学生以下の者の短期被保険者証

保険料の滞納により世帯主が被保険者証を返還したときは、原則として、被保険者証に代えて、その世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書を交付することとされているが、その世帯に中学生以下の者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)がいる場合には、その世帯について、被保険者資格証明書及び中学生以下の者に係る「有効期間を6月とする被保険者証」を交付する(法9条;改正)。

〈補足〉中学生以下の者は、療養の給付等を受けられるが、それ以外の者は、療養の給付等は受けられず、特別療養費の対象となる。

[H21.4.1 施行]  p. 884

#### 2 健康保険と同様の改正等

国民健康保険においても、70歳代前半の被保険者に係る一部負担金の軽減特例措置の延長、現役並み所得者の判断基準に関する改正、高額療養費75歳到達時特例の創設等の改正が行われた。

 p. 885

### ●高齢者医療確保法

後期高齢者医療においても、健康保険と連動して、現役並み所得者の判断基準に関する改正、高額療養費75歳到達時特例の創設が行われた。

 p. 888

### ●船員保険法

船員保険においても、健康保険と同様、70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置の延長、現役並み所得者の判断基準に関する改正、高額療養費75歳到達時特例の創設、出産育児一時金の額の改正などの改正が行われた。また、雇用保険法と同様の改正が行われた。

 p. 892